

令和4年2月8日

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『配偶者居住権の新設等 改正相続法への対応と実務』（2019年2月刊）  
お詫びと訂正

本書の記載に下記の通り、誤りがございました。  
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P.133 「(2) **Q2**について」の7行目～

(誤) ……**A** に代償金 800 万円を支払うものとし（不動産 1,000 万円と生前贈与 1,000 万円の合計から 800 万円を差し引いて 1,200 万円）、**A** は預貯金 400 万円を取得する（**B** から支払を受ける 800 万円と併せて 1,200 万円）との遺産分割が考えられます。

↓

(正) ……**C** に代償金 800 万円を支払うものとし（不動産 1,000 万円と生前贈与 1,000 万円の合計から 800 万円を差し引いて 1,200 万円）、**C** は預貯金 400 万円を取得する（**D** から支払を受ける 800 万円と併せて 1,200 万円）との遺産分割が考えられます。

以上